

平成23年2月22日

通学区域の変更について

亀有地区における通学区域の変更(案)について、下記のとおり修正が生じたので報告します。

1 理由

亀有3丁目地区の通学区域の変更にあたっては、自治町会(リリオ自治会・東五会)を単位として変更することとし、調整を図ってきたところであるが、今般、当該町会にかかる住所の表示に漏れがあることが判明したため。

2 修正内容

【正】

(1) 小学校

ア 「亀有3丁目 26番～29番」及び「亀有3丁目 42番～48番」の区域を、道上小学校から中之台小学校の通学区域に変更する。

イ 「西亀有3丁目 20番～43番」の区域を、道上小学校から西亀有小学校の通学区域に変更する。

(2) 中学校

「亀有3丁目 26番～29番」及び「亀有3丁目 42番～48番」の区域を、亀有中学校から一之台中学校の通学区域に変更する。

<誤>

(1) 小学校

ア 「亀有3丁目 27番～29番」及び「亀有3丁目 42番～47番」の区域を、道上小学校から中之台小学校の通学区域に変更する。

イ 「西亀有3丁目 20番～43番」の区域を、道上小学校から西亀有小学校の通学区域に変更する。

(2) 中学校

「亀有3丁目 27番～29番」及び「亀有3丁目 42番～47番」の区域を、亀有中学校から一之台中学校の通学区域に変更する。